

[事案 25-178] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 26 年 6 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から、満期時受取金額が既払込保険料を下回ることの説明がなかったこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返してほしい。

- (1)平成 12 年 11 月（契約①）と平成 14 年 11 月（契約②）に学資保険を契約したが、募集人から満期時受取金額が既払込保険料を下回ることの説明がなく、説明不十分であった。
- (2)契約申込書と告知書の筆跡は自分のものではない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約①を保険期間満了まで継続した場合の払込保険料総額は約 266 万円、契約②の払込保険料総額は約 257 万円となり、当時の設計書（再現版）に記載された満期時受取金額は、契約①が約 233 万円に配当金を加えた額で、契約②が約 186 万円に配当金を加えた額とされており、申立人は満期時受取金額が払込保険料総額を下回る可能性を認識していたか、容易に認識できる状況にあった。
- (2)契約時、申立人は払込保険料と満期時受取金額との関係について詳細な説明は求めておらず、申立人が契約の動機を募集人に明示したとは認められない。
- (3)契約申込書の筆跡が申立人のものでないとしても、契約の説明時には申立人が同席し納得のうえ契約している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は以下の 2 点であると判断する。

- (1)民法 95 条にもとづく錯誤による無効を求めるもの。（主張①）
- (2)民法 113 条 1 項にもとづく無権代理による無効を求めるもの。（主張②）

2. 主張①について

以下の理由により、錯誤無効の主張は認められない。

- (1)申立人は、本契約の募集に何らかの資料が使用されたことを認めているところ、募集人は、設計書に沿った説明をするのが一般的であることから、本件でも設計書が使用されたと推認できる。
- (2)契約時に使用されたものと同内容と認められる設計書再現版には、満期時受取金額が記載されており、払込保険料総額の記載はないがその計算は容易で、双方の関係も容易にわかることから、募集人が、満期時受取金額と払込保険料の関係について説明せず、説明が不十分であったと認めることはできない。

(3) 申立人において、本契約の満期時受取金額が払込保険料を下回らないことが契約の動機であることを、募集人に表示していたとは認められない。

3. 主張②について

以下の理由により、無権代理の主張は認められない。

(1) 契約①について、申立人は、告知書等の筆跡が自分のものと異なると主張しており、誰が記載したのか判然としないが、契約申込書の署名捺印は、申立人自身が行っており、申立人の意思にもとづく申込みであることは明らかなので、契約は有効に成立していると考ええる。

(2) 契約②については、申立人の配偶者が契約申込書、告知書を記載し、署名捺印も行なっていることが認められる。しかしながら、申立人は、配偶者より本契約の加入について聞いていたことや、保険料支払いの認識もあったことから、配偶者に契約締結の権限を委任していたものと認められ、仮にそうでなかったとしても、配偶者による契約申込を追認したと認められるので、申立人との間で有効に成立していると考ええる。